

食料・農業・農村基本法

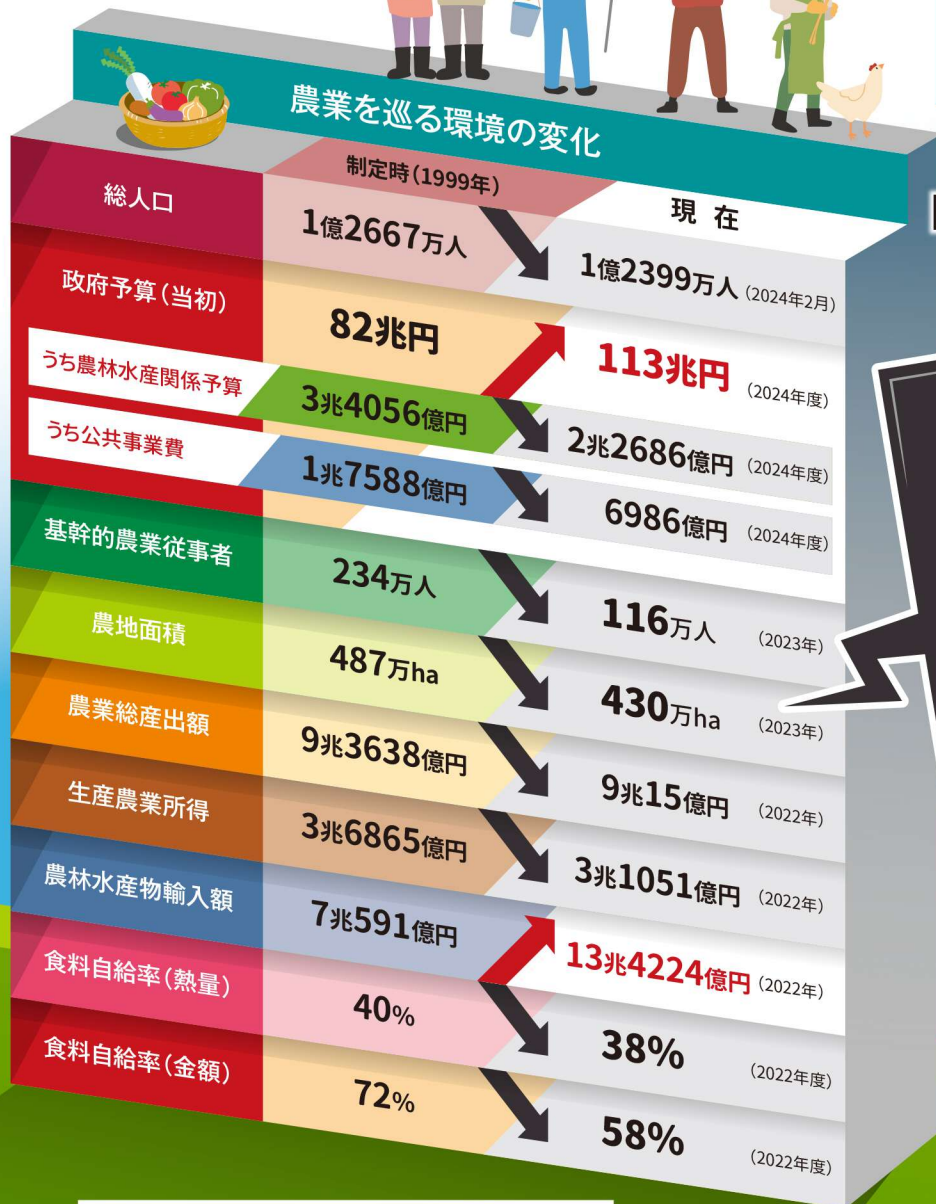
改正案が

成立

立憲民主党 立憲民主編集部

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1 三宅坂ビル7F

Tel.03-3595-9988 Fax.03-3595-9088



農政の憲法
 「食料・農業・農村基本法」
 の成立から25年

食料自給率は
 下がり、
 農地面積も
 基幹的農業従事者が
 大きく
 減少してしまった。



資材価格の高騰など

食料安全保障の確立は喫緊の課題

こうした状況下に農政の憲法、
 食料・農業・農村基本法の改正案が提出された。

ところが、



政府は
これまでの基本法農政の
**失敗に対する検証が
不十分**

農政の失敗は、
新自由主義的な政策が
強力に推進されてきたことによる当然の結果

検証なければ、失敗を繰り返す。

政府提出
法案は、

食料自給率
向上の

**政策的
位置付けを低下**



担い手以外の
多様な農業者の

**役割・位置付け
を軽視**



国民全体の財産である

種子の確保の
重要性の視点が欠落



食料安全保障上、
重要な**水田の喪失**に
つながる「畑地化」を明記



などといった問題あり。

そこで、

立憲民主党は

よりよい法改正
とするよう、

修正案を提出



修正案の主な内容は、

基本理念に

- 食料自給率の向上を明記
- 農業生産活動の自然環境の保全等に寄与する側面を明記
- 農業所得の確保による農業経営の安定を追加
- 農村振興の意義を明記



基本的施策に

- 基本計画に定める食料自給率等の目標の達成状況に係る調査結果の国会報告等の追加
- 多様な農業者の役割の明記、「畑地化」の文言の削除、有機農業の促進の明記、種子の公共育種事業に関する規定を追加



(注) 衆参で修正案の内容が異なるため、共通する事項を抽出

ところが、

政府・与党は、修正案の項目をことごとく拒否
しかも、関連法案で、不測時に農家に生産計画の
提出を求め、計画を提出しなかったら刑罰に!

立憲民主党は修正を求めたが、
政府・与党は拒否



立憲民主党は、反省のない農政展開、具体性のない理念・施策を容認することなく、責任ある政党として政府案には反対しました。

次善の策として、附帯決議のとりまとめに奔走、完全ではないものの修正案の考え方を反映させることができました。



附帯決議に記載された主な内容（抜粋）

- ▶ 国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を基本として確保し、これを通じて**食料自給率の向上**に努めること。
- ▶ 農業生産活動は自然環境の保全等に大きく寄与する側面と環境に負荷を与える側面があることに鑑み、**有機農業の推進**等により、環境と調和のとれた食料システムの確立を図ること。
- ▶ 農業の持続的な発展には、農業者の生活の安定と営農意欲の維持が不可欠であることから、**農業経営の安定**を図りつつ、**農業所得の向上**を図るとともに、生産基盤の維持強化に必要な農業就業者を確保するため、新規就農支援等を積極的に推進すること。
- ▶ 農村は、食料の安定的な供給を行う基盤であり、かつ、国土の保全、自然環境の保全等の多面的機能が発揮される場であり、**農村における地域社会の維持が農業の持続的な発展に不可欠**であることに鑑み、食品産業の振興その他の地域社会の維持に必要な施策を講じ、農村の総合的な振興を図ること。
- ▶ 望ましい農業構造の確立においては、地域における協議に基づき効率的かつ安定的な農業経営を営む者以外の**多様な農業者が地域農業及び農地の確保並びに地域社会に果たす役割の重要性を十分に配慮**すること。
- ▶ 安定的な農業生産活動のためには**安定的な種子の供給が重要**であることに鑑み、その安定的な供給を確保するため**地方公共団体等と連携**して必要な取組を推進すること。



立憲民主党は、農業・農村に寄り添い、

現場の声を聴いて、よりよい政策を構築していきます。

